

山梨県公報

第二千三百二十七号

平成二十五年

六月六日

木曜日

目次

告示

保安林の指定施設要件の変更予定(四件).....	三五九
保安林の指定の解除.....	三六〇
換地計画の決定(二件).....	三六〇
道路の区域変更(二件).....	三六一
道路の供用開始.....	三六一
有害図書類の指定.....	三六二

公告

一般競争入札について(二件).....	三六二
特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	三六五
公共測量の終了について.....	三六五
開発行為に関する工事の完了について.....	三六五
都市計画の決定図書の縦覧(二件).....	三六六
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	三六六
教育委員会.....	三六七
山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則.....	三六七

告示

山梨県告示第九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成二十五年六月六日

山梨県知事

横内正明

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
大月市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、大月市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
大月市(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成二十五年六月六日

山梨県知事

横内正明

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
南都留郡富士河口湖町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、南都留郡富士河口湖町(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
富士河口湖町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、富士河口湖町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成二十五年六月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

南都留郡富士河口湖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南都留郡富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

富士河口湖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成二十五年六月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

北都留郡丹波山村・南都留郡鳴沢村（以上二村について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

丹波山村・鳴沢村（以上二村について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十五年六月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 解除に係る保安林の所在場所

北杜市明野町浅尾字浅尾原五二五九の三五九一から五二五九の三五九四まで

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

山梨県告示第二百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県管畑地帯総合整備事業（白根地区上八田工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十五年六月六日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年六月七日から同年七月四日まで

三 縦覧場所

南アルプス市役所

四 異議申立期間

平成二十五年七月五日から同年七月十九日まで

山梨県告示第二百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（玉宮地区上竹森工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十五年六月六日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年六月七日から平成二十五年七月四日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申立期間

平成二十五年七月五日から同年七月十九日まで

山梨県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年六月二十七日

まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月六日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道
二 路線名 梁川猿橋線
三 道路の区域

区 間	新		旧	
	新	旧	新	旧
大月市猿橋町伊良原四八番の一地先から 大月市猿橋町猿橋字真渡一三三六番の三地 先まで	一一・七 二八・三	六・七 一三・七	一一・七 二八・三	一八五・〇

山梨県告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月六日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道
二 路線名 甲府昇仙峡線
三 道路の区域

区 間	新		旧	
	新	旧	新	旧
甲府市山宮町字子ノ神八五七番の一地先から 甲府市山宮町字鳴塚六〇番の一地先まで	六・四 一〇・〇	六・四 一八・〇	六・四 一〇・〇	一一〇・〇

二一・四

山梨県告示第二百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所において、この告示の日から平成二十五年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年六月六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	市川三郷山梨自転車道線	中央市大田和字上土井外笛吹川右岸堤防敷地先から中央市大田和字上土井外笛吹川右岸堤防敷地先まで	一八八・八年六月六日	平成二十五年六月六日

山梨県告示第二百七号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十五年六月六日から施行する。
平成二十五年六月六日

山梨県知事 横内正明

指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所	名称	発行所
愛の体験スペシャルDX2013 4月号	竹書房	
微熱SUPERデラックス2013 4月号	セブン新社	
禁断LOVERS MAX vol.1	ぶんか社	

公 告

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十五年六月六日

山梨県知事 横内正明

夜のビジネスホントの真相DX	コアマガジン
チャンプロード 2013 5月号	笠倉出版
世界残虐処刑史	双葉出版

- 一 一般競争入札に付する事項
- 借入物品等の名称及び数量
パソコン機器等 一式
 - 借入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
 - 借入期間
平成二十六年三月一日から平成三十一年二月二十八日まで
 - 納入場所
知事が指定する場所
- 二 一般競争入札の参加資格
- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 平成二十五年年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十五年山梨県告示第八十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第

二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人であつてその役員が暴力団員であるものでないこと。
4 この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
山梨県企画県民部情報政策課 情報通信基盤管理担当
電話〇五五 二二三 一四一九

2 入札説明書の交付方法
この公告の日の翌日から平成二十五年六月二十四日（月）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に三の1の場所に電話連絡すること。

3 入札参加資格申請書の提出方法
平成二十五年六月七日（金）から平成二十五年七月一日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所
平成二十五年七月十六日（火）午後四時 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵便による入札書の受領期限及び場所
平成二十五年七月十二日（金）午後五時までに山梨県企画県民部情報政策課情報通信基盤管理担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

6 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一日未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金
免除

3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否
要

5 長期継続契約
この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

6 その他
落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書による。

Summary

1 Nature and amount of services required:
Computer equipment for personnel use 1 set

2 Date and time for tender:
4:00PM July 16, 2013

3 Bureau in charge:
Information and Communication Infrastructure Management Section, Information

Policy Division, Planning and Resident Life Department, Yamanashi Prefectural
Government 1-6-1 Marunouchi, Kofu, Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年六月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品の名称及び数量

路面清掃車（リアダンプ真空式）一台

2 購入物品の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成二十六年一月十五日

4 納入場所

県指定場所

二 一般競争入札の参加資格

1 平成二十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十四年山梨県告示第百三十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第ニ条第六号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

4 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

5 納入しようとする物品に係るメンテナンスを知事の求めに応じて、山梨県内で速やかに対応できることを証明する書類を提出した者であること。

6 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（物品）のうち「車両」

が登録されている者であること。

7 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県総務

部管財課庁舎管理担当 電話 〇五五 二二三 一三九二

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十五年六月十三日（木）までの、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下、「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十五年六月十七日（月）までの、県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に提出する。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十五年七月十七日（水）午後二時

山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館七階七〇一会議室

5 郵便による入札書の受領期間及び場所

平成二十五年七月十六日（火）午後四時までに、山梨県総務部管財課庁舎管理担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号）に必着すること。

6 入札方法

落札者決定にあつては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので入札者は、契約希望金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者が行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下、「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
免除
 - 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、規則第百九条に規定する契約保証金を納めなければならぬ。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 契約書作成の要否
 - 5 落札者が契約締結までの間に、二に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
 - 6 その他
詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of services to be procured
Lord sweeper (rear dump Vacuum type) unit
 - 2 Date and time of the tendering and bid opening:
2:00PM July 17, 2013
 - 3 Bureau in charge:
Government Building Management Section, Property Management Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government
1-6-1 Marunouchi, Kofu, Yamanashi 400-8501 Japan
TEL 055-223-1392

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月六日

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年五月二十七日
山梨県知事 横 内 正 明
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人母さんの楽校
- 2 代表者の氏名 加藤とく江
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県富士吉田市小明見千六百十六番地
- 4 定款に記載された目的
この法人は、富士吉田市及びその周辺市町村の子供から高齢者まであらゆる年代の方に対して、明見湖公園及びその周辺の自然や施設を活用し、子供の健全育成や高齢者の生きがいづくり、環境保全、体験活動に関する事業を行い、子供から高齢者が支え合う豊かな社会づくりと地域の自然、文化の継承に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年五月二十九日から同年七月二十八日まで

● 公共測量の終了について

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十五年五月二十三日付けで甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十五年六月六日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 作業種類 公共測量（道路計画図作成）
 - 二 作業期間 平成二十五年一月二十八日から平成二十五年三月二十九日まで
 - 三 作業地域 北杜市のうち須玉町、長坂町及び高根町の地域

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十五年六月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
笛吹市境川町前間田字新畑八九二の一、八九二の二、八九三の二の一部、八九三の三、八九五の一、八九五の二、八九六の一、八九六の二、八九九の三、九〇六の一、九〇七の一、九〇七の二、九〇七の三、九〇八の一、九〇八の二、九一七の一、九一八、九一九の二及び九一九の三並びに字東原九三三の一、九三三の二、九三四の二、九三四、九三五の一、九三五の二、九三六の一、九三六の二、九三六の三、九三七の一、九三七の二、九三八の一、九三八の二、九四〇の一、九四〇の二、九四〇の三、

九四〇の四、九四一の一、九四二の二、九四三の一、九四五の一、九四五の四、九四六の一、九四六の二、九四六の三、九四八の一、九四八の二、九四九の一、九四九の二、九五一の一、九五一の二、九五一の三、九五四の一、九五四の二、九五四の三、九五六の一、九五六の二、九五八の一、九五八の二、九五八の三、九五八の四、九五八の五、九五八の六、九六〇の一、九六〇の二、九六〇の三、九六一の一、九六一の二、九六二の一、九六二の二、九六三の一、九六三の二、九六六の一、九六六の二、九六六の三、九六六の四、九六八の一、九六八の二、九六九の一、九六九の二、九六九の三、九七〇、九七一、九七三の一の一部、九七三の四、九七四の二、九七四、九七五の一、九七五の二、九七六の一、九七六の二、九七七の一、九七七の二、九七八の一、九七八の五、九七八の八、九七九の一、九七九の二、九八〇の四、九八〇の七、一〇二〇の三、一〇二〇の八、一〇二〇の九、一〇二〇の二、一〇二〇の五、一〇二〇の六、一〇二〇の七、一〇二〇の八、一〇二〇の九、一〇二〇の四、一〇二〇の五、一〇二〇の二、一〇二〇の三、一〇二〇の六、一〇四三の二、一〇四四の二、一〇四四の三、一〇四六の一、一〇四六の二、一〇四七の一、一〇四七の二、一〇四八の一、一〇四八の二及び一〇四九の一並びに八代町米倉字上ノ平二〇八五の二の一部、二〇八五の四の一部、二〇八五の五、二〇八五の二四の一部、二〇八五の二五の一部、二〇八五の二七の一部、二〇八五の二九の一部、二〇八五の三〇、二〇八五の三一、二〇八五の三四、二〇八五の三五、二〇八五の三六、二〇八五の三七の一部、二〇八五の三九の一部、二〇八五の七五、二〇八五の八一の一部、二〇八五の八二、二〇八五の一一七の一部、二〇八五の一一九の一部、二二七二の一部、二二七四の一部及び道の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都港区芝公園二丁目四番一号 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 東京支社長 太野垣 泰博
 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目一番四号 東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 山田 佳臣

● 都市計画の決定図書の縦覧
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により市川三郷町長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。
 平成二十五年六月六日

一 都市計画の種類 山梨県知事 横 内 正 明

市川三郷都市計画地区計画（山王地区計画）
 （市川三郷町決定分）
 二 縦覧場所
 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の決定図書の縦覧
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により富士川町長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。
 平成二十五年六月六日

一 都市計画の種類 山梨県知事 横 内 正 明
 市川三郷都市計画地区計画（山王地区計画）
 （富士川町決定分）
 二 縦覧場所
 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成二十五年六月六日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 横 内 正 明
 北杜市長坂町長坂上条字長大地二七二五の一、二七二六の一、二七二七、二七二八、二七一九、二七二〇の一、二七二二の一、二七二五、二七二六、二七二七、二七二九の一、二七三三、二七三三の一、二七三三の二の一部、二七三四、二七四二の一、二七四三の五、二七四三の一一、二七四三の一二、二七四四の四、道及び水の区域
 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区神宮前一丁目二十三番三十号 宗教法人「生長の家」 代表役員
磯部 和男

教育委員会

山梨県教育委員会規則第三号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年六月六日

山梨県教育委員会

委員長 高野 孫左卫門

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表山梨県立塩山高等学校の項中「情報システム科、国際経済科」を「情報ビジネス科」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立塩山高等学校の情報システム科、国際経済科は、この規則による改正後の

山梨県立高等学校学則別表の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番